

教育資金・結婚子育て資金の一括贈与・非課税措置の見直し～令和3年度税制改正大綱～

	教育資金の贈与税の非課税	結婚・子育て資金の贈与税の非課税
年齢要件	30歳未満	20歳以上 50歳未満
受贈者の所得要件	なし	なし
非課税枠	1,500万円	1,000万円
贈与者が死亡した場合		<p>【1】 管理残額を相続により取得したものとみなされる (3年以内贈与限定の規定なし)</p> <p>【2】 管理残額部分に対しては 2割加算適用なし</p> <p>【3】 適用除外なし</p>
終了する場合	<p>【1】 次の場合に管理契約が終了したものとなる</p> <p>① 受贈者が死亡した日 ※①の場合には増税課税なし</p> <p>② 受贈者が30歳（結婚資金は50歳）に達した日</p> <p>③ 管理契約が合意に基づき終了する日</p> <p>【2】 上記【1】②③により管理契約が終了した場合には、残額については受贈者へ贈与されたものとして取り扱われる。 (贈与者死亡時に相続財産として取得したものとみなされた残額を含む)</p>	

→平成31年改正

受贈者の所得制限	(改正) 制限なし ⇒ 合計所得1,000万円超の場合は適用なし	
贈与者が死亡した場合	<p>【1】 管理残額を相続により取得したものとみなされる (3年以内贈与限定の規定あり)</p> <p>【2】 管理残額部分に対しては 2割加算適用なし</p> <p>【3】 贈与者が次に該当する場合には、管理残額を相続により取得したもとはみなさない (適用除外あり)</p> <p>① 23歳未満である場合</p> <p>② 学校等に在学している場合</p> <p>③ 教育訓練を受けている場合</p>	

→令和3年改正 (令和3年4月1日以降の信託等により取得する信託受益権等について適用)

贈与者が死亡した場合	<p>【1】 死亡前3年以内の贈与に係る残額を相続財産に加算 ⇒ (改正) 贈与者死亡時の残額を相続財産に加算 (死亡前3年以内の贈与限定の撤廃)</p> <p>【2】 2割加算適用なし ⇒ 適用あり</p> <p>【3】 贈与者が次に該当する場合には、管理残額を相続により取得したもとはみなさない (適用除外)</p> <p>① 23歳未満である場合</p> <p>② 学校等に在学している場合</p> <p>③ 教育訓練を受けている場合</p> <p>⇒ (改正なし) 適用除外ありのまま</p>	<p>【2】 2割加算適用なし ⇒ 適用あり</p>
年齢要件		18歳以上～50歳未満 (民法改正に準じて改正)
資金範囲の見直し	令和3年4月1日以後に支払われる資金について適用	